

2022年11月吉日

お取引先各位

ボイスインターナショナル株式会社
代表取締役 佐々木春美

適格請求書発行事業者登録番号のご通知とご依頼について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2023年10月1日から、適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）の導入が予定されております。税務署長に申請して登録を受けた「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。

そこで、弊社の適格請求書発行事業者登録番号（以下「登録番号」）をご通知するとともに、貴社の登録番号等について、下記のご依頼をお願い申し上げます。また、今回の変更に伴い、書式変更した指定請求書を送付いたしますので、順次そちらの様式へ以降してください。

何卒ご主旨をご理解賜りますよう、宜しく願い申し上げます。

敬具

記

1. 弊社登録番号 T2013301011118
2. 貴社登録番号に関するご依頼

登録済みの場合	貴社の登録番号を貴社発行の請求書に記載いただきますようお願い致します。
登録を予定している場合	2023年3月31日までに登録申請を実施いただき、貴社の登録番号を貴社発行の請求書に記載いただきますようお願い致します。
登録を予定していない場合	<u>その旨について以下問合せ先までご連絡をお願い致します。</u> <u>※貴社が適格請求書発行事業者でない場合には、貴社にお支払いしていた消費税相当額は、弊社の仕入税額控除の要件から外れることとなるため、お取引価格の見直しをお願いすることがございます。（右記の控除額をご確認下さい。）</u>

3. 問合せ先
03-3984-7515

以上

（ご参考 HP）

弊社 HP にて指定請求書を 12 月上旬頃にアップいたしますので、順次そちらの様式へ以降してください。

<http://voint.com/>



国税庁HPに、インボイス制度の特設サイトが設けられていますので、ご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>



「免税事業者のみなさまへ」（国税庁パンフレット）

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0022001-174.pdf>

免税事業者等の課税仕入れに係る経過措置



例：取引価格が1,100,000円の場合の当社の仕入税額控除額

～令和 5年 9月 30日	100,000円
令和 5年 10月 1日～令和 8年 9月 30日	80,000円
令和 8年 10月 1日～令和 11年 9月 30日	50,000円
令和 11年 10月 1日以降	0円

2022年11月吉日

お取引先各位

ボイスインターコミュニケーション株式会社
代表取締役 佐久間 茂

適格請求書発行事業者登録番号のご通知とご依頼について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2023年10月1日から、適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）の導入が予定されております。税務署長に申請して登録を受けた「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。

そこで、弊社の適格請求書発行事業者登録番号（以下「登録番号」）をご通知するとともに、貴社の登録番号等について、下記のご依頼をお願い申し上げます。また、今回の変更に伴い、書式変更した指定請求書を送付いたしますので、順次そちらの様式へ移行してください。

何卒ご主旨をご理解賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 弊社登録番号 T 2013301047392
2. 貴社登録番号に関するご依頼

登録済みの場合	貴社の登録番号を貴社発行の請求書に記載いただきますようお願い致します。
登録を予定している場合	2023年3月31日までに登録申請を実施いただき、貴社の登録番号を貴社発行の請求書に記載いただきますようお願い致します。
登録を予定していない場合	<u>その旨について以下問合せ先までご連絡をお願い致します。</u> <u>※貴社が適格請求書発行事業者でない場合には、貴社にお支払いしていた消費税相当額は、弊社の仕入税額控除の要件から外れることとなるため、お取引価格の見直しをお願いすることがございます。（右記の控除額をご確認下さい。）</u>

3. 問合せ先
03-3984-7515

以上

（ご参考 HP）

弊社 HP にて指定請求書を 12 月上旬頃にアップいたしますので、順次そちらの様式へ以降してください。

<http://voint.com/>



国税庁HPに、インボイス制度の特設サイトが設けられていますので、ご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>



「免税事業者のみなさまへ」（国税庁パンフレット）

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0022001-174.pdf>

免税事業者等の課税仕入れに係る経過措置



例：取引価格が1,100,000円の場合の当社の仕入税額控除額

～令和5年9月30日	100,000円
令和5年10月1日～令和8年9月30日	80,000円
令和8年10月1日～令和11年9月30日	50,000円
令和11年10月1日以降	0円